

高等女学校の研究（第三報）

——高等女学校長会議を中心に——

福山本禮須美子

はじめに

一八九九年二月の「高等女学校令」により、高等女学校は各道府県一校以上の設置が義務付けられ、公教育体制の中で急速に普及してゆく。この政策と教育現場の接点で大きな役割を果たしたのが、教育の直接的な担い手である校長であつた。

本論は、高等女学校の総合的研究の一環として、この校長の連合体である全国高等女学校長会議に焦点を当て、その位置付けを試みようとするものである。一九〇二年、一九〇八年、一九一四年の各『全国高等女学校長会議要項』、一九二五年『全国高等女学校長会議要録』、一九一七年『全国高等女学校長協議会要録』、一九一二年『全国実科高等女学校長会議要項』の記録を基軸に、『帝国教育』、『文部時報』、『教育時論』、『教育公報』、『教育週報』、『婦女新聞』等雑誌・新聞の関係記事により、全体像を概観するとともに、議事録の残る一九一四年、一九一七年、一九二五年の会議について、主要な議題、議論を掘り起こし、その性格と意義を明らかにすることを意図している。

表1 全国高等女学校長会議一覧

1-1 <有志主催>

開催年月日	会議名	開催地	参加人數	備考	資料出典
1899(明治32)年 5月8日～12日	高等女学校長協議会	帝国教育会	19	議長・伊藤東京高等女学校長 文部省柳沢局長、野尻視学官、辻帝国 教育会長臨席	時508、509
1900(明治33)年 9月24日～29日	全国高等女学校長会議	文部省 修文館	34	会長・東京府第一高女校長伊藤貞勝、 同第二林吾一	公240、婦21 時557、558

1-2 <文部省主催>

開催年月日	会議名	開催地	参加人數	備考	資料出典
1902(明治35)年 5月1日～6日	全国高等女学校長会議	文部省 修文館	67	菊池文相演説	公259、260 時615、 616 婦103、104、105
1908(明治41)年 9月21日～29日	全国高等女学校長会議	〃	約140	議長・文部省普通学務局長 文部省視学官2名出席	婦439 時839、841、842、 843、845、846
1911(明治44)年 9月21日～29日	実科高等女学校長会議 (実科のみ)	〃	93	長谷場文相訓示、文部省視学官、書記 官出席 議長田所普通学務局長	婦594、595
1914(大正3)年 10月19日～24日	全国高等女学校長会議及実科高等女 学校長会議	東京女子高 等師範学校	約350	一木文相訓示、長尾陸軍中佐、日高海 軍中佐講話 東京女師高等師範学校長中川謙二郎講 話 議長田所普通学務局長 小泉督学官 出席	帝388、389、時 1061、1064、1065 婦752、754、755
1919(大正8)年 10月20日～24日	全国高等女学校長会議	〃	約410	中橋文相演説	婦1012、1014 時1232、1243、1244
1925(大正4)年 11月5日～7日	〃	東京外国语 学校	279	岡田文相訓示 議長・関屋普通学務局長	時報188、時1449、 1455、1456 婦1327、1328 週24、26
1929(昭和4)年 6月10日～12日	〃	東京帝国大 学	約800	勝田文相訓示 議長・武部普通学務局長	時報375 婦1511、 1513、1514 週209、210、213、214
1931(昭和6)年 6月11日～13日	〃	〃	約850	田中文相訓示	時報385 婦1610、 1615、1619 週318
1934(昭和9)年 6月11日～13日	〃	〃	797	斎藤文相訓示 東郷・栗原兩次官、下 村普通学務局長(議長)、督学官、關係 官吏列席	時報486 婦1770、 1773、1775 週474
1937(昭和12)年 10月27日～28日	〃	〃	900	木戸文相訓示	時報602 婦1950 週648、651

(注1) 出典略号 帝：帝国教育、公：教育公報、時：教育時論、婦：婦女新聞、週：教育週報、時報：文部時報

(注2) 資料出典中、主要なものをイタリック体で示す。

一、概観

全国高等女学校長会議は、「高等女学校令」発布直後の一八九九年五月、校長有志の手により帝国教育会に於て最初の会合が持たれる（表一一）。法律に沿って高女教育を如何に運営していくか—実際的具体的な方法等をめぐる議論や提案を主要議題として始まる。

例えば一八九九年（明三二）年の「小説を読むのを禁ずるの件」、「服装に關するの件」「體操服を一定するの可否」^①等。一九〇〇（明三三）年には、「修身教科書を成るべく一定にすべき事」、「寄宿舎の運動不足を補ふべき良法」、「教員は女子のみを用ふると男女を併せ用ふるとの得失」^②等具体的問題が多く提出されている（表二参照）。

制度化初期の手探り状態の中で、行政官と現場の代表とが、つとめて体験を通じて語り合うことにより高等女学校教育の標準を摸索するということから高等女学校長会議は出発した。

一八九一年（明三五）年の第一回の文部省主催の会議で、文相の訓示、諮問、協議、答申、建議というほぼ一定の形が出来上がり、以後の文部省主催の校長会議に引き継がれてゆく（表一一）。

菊地文相の「我邦ニ於テハ女子ノ職ト云フモノハ此ノ任ニ適セシムルト云フコトヲ以テ目的トセネバナラヌ」^③との訓示は、高等女学校の教育理念の基本を示したものであり、諮問及び協議はこの枠組の中で、「教授の進度記録法」「教員の欠員又は欠勤の場合に於ける生徒教授の方法」、—これに対する議決として「教員欠勤の場合は講話復習練習等をなし出席の節之が増補を爲し長期欠勤の場合は學科目に應じ臨時教師雇入又は合級の教授を爲す事」、また「高等女学校令施行改則實施上不便なる点」^④の諮問に象徴されるように極めて実際的・具体的な問題を取り扱っている。

六年後の一九〇八（明四一）年、「高等女学校令施行規則中改正」に伴う地方の情況による選択裁量の拡大、方針の実施状況調査、意見交換をして二回目の校長会議が開かれた。ここでは特に教科の内容、教授法について、「女子ニ適切」「實用ニ適切」という観点から改良策が協議されている。「修身教授ノ改良ニ關スル意見」という諮問案に対し、「修身科例話ノ材料トシテ各地模範トスベキ婦人ノ小傳ヲ募集スル」^⑤との決議がなされ、文部省に於て一冊にまとめられるよう要望が出されるなど、地方に適合する、教授上の具体的

表1—3 全国高等女学校長協議会一覧

開催年月日	会議名	開催地	参加人数	備考	資料出典
1917(大正6)年 11月10日～12日	全国高等女学校長会議(第1回)	東京女子高等師範学校	163	議長・湯原女高師校長	時1169、1172、1173、 1174 婦913
1920(大正9)年 11月8日～10日	全国高等女学校長並び実科高等女学校長会議(第2回)	大阪樟陰高等女学校	約350	議長・湯原東京高師附屬高女主事 高等女学校長協会規約成立(理事長・ 湯原元一)	帝458、婦1069 時1254、1281、1283
1921(大正10)年 11月7日～9日	全国高等女学校長会議	京都府公会堂	約600		時1289、1318 婦1113、1115、1120
1922(大正11)年 5月1日～3日	全国高等女学校長協議会(第4回)	東京女子高等師範学校	約480	議長、東京府立第三高女校長小林盈	時1335 婦1146
1924(大正13)年 5月5日～	全国高等女学校長会議	奉天尋常高等小学校	約180	議長・東京府立第三高女校長小林盈	婦1249
1926(大正15)年 7月30日～31日	全国高等女学校長会議(第6回)	北海道帝国大学	365		時1480 婦1363 週20
1927(昭和2)年 10月27日～29日	全国高等女学校長会議	日本青年館	550	文部省栗屋次官、督学官出席	婦1429、1430 週113
1929(昭和4)年 5月23日	全国高等女学校長会議	東京府第三高等女学校	約850		婦1513
1930(昭和5)年 10月8日～9日	全国高等女学校長会議	台北	500		婦1597
1931(昭和6)年	推定				
1932(昭和7)年 6月2日～5日	全国高等女学校長会議	東京府第一高等女学校	約570	鳩山文相(訓示)、武部普通学務局長、 4督学官出席 議長・東京府立第一高女校長市川源三	帝605 婦1669 週369
1933(昭和8)年 5月9日～10日	全国高等女学校長会議・協議会 (第12回)	京城大学	280	議長・東京府立第一高女校長市川源三 (理事長)	帝626、629 婦1719
1934(昭和9)年 6月10日	全国高等女学校長協議会	東京府第一高等女学校		女子教育振興を協議	婦1770、1773、1775、 1776
1935(昭和10)年 5月24日～27日	全国高等女学校長協会総会並びに協議会	明善高等女学校(高松)	約500	市川理事長開会の辞 座長・山川明善高女校長(愛國機献納) 議長・市川源三 督学官列席	婦1825、1826 週518、524
1936(昭和11)年 5月23日～25日	全国高等女学校長会議	東京女子高等師範学校		文部大臣訓示代読 議長・市川源三 河原文部普通局長、熊木督学官、下村 女高師校長列席	婦1876 週572、576
1937(昭和12)年 10月26日	全国高等女学校長協議会	〃			婦1950
1938(昭和13)年 11月12日～15日	全国高等女学校長協会総会 (第17回)	〃	820	荒木文相訓示並に講演、普通学務局長、 督学官、文理大学長、東京女高師校長 列席 総會議長・伊賀駒吉郎、 協議会議長・市川源三	週663、665、668、 688、703、705 婦2007
1939(昭和14)年 11月12日～15日	全国高等女学校長大会 (第18回)	〃	846	文部大臣訓示(政務次官代読) 議長・市川源三	婦2057、2058

(注1) 出典略号 帝：帝国教育、公：教育公報、時：教育時論、婦：婦女新聞、週：教育週報、時報：文部時報

(注2) 資料出典中、主要なものをイタリック体で示す。

案が盛り込まれている。

一九一〇年の「高女令中改正」による地方の情況に適合する教育機關としての実科高女の設置後、現場の状況把握と「實際ニ適切ナル智能ヲ教養セン」⁽⁶⁾（長谷場文相訓示）、方策を求めて、一九一一年、実科高女ののみの校長會議が開催された。故に諮詢・協議も「實用的」であるための方法をめぐつて多く意見が交わされている。

一九一四年には高女・実科高女合同の校長會議が文部省の手により行なわれるが、後述するように両高女の諸事情の違いが、審議の支障となつたといえる。

そこでこれ以降の高女校長會議の大きな流れを作つていった全国高等女学校長協議会が一九一七年に開催される（表一一二）。この協議会は当初から、高等女学校教育の向上を目指し、制度的見直し、教育内容の充実を主要課題としていたが、一九二〇年に高等女学校長協会を発足させる。湯原元一を理事長に、小林盈、長尾松三郎、白石正邦、三輪田元道、泉道雄、宮田修、和田鼎、浜幸次郎、渡辺英一以上東京府下の一〇名の校長を常務理事に、他全国的に二〇名、計三〇名の理事により運営されることとなつた。⁽⁷⁾ ちなみに規約は次の通りである。

高等女學校長協會規約⁽⁸⁾

- 第一條 本會は高等女學校長教會と稱す
- 第二條 本會は女子教育の進歩を圖り會員相互の和親を厚くするを以て目的とする
- 第三條 前條の目的を達せんために本會は左の事業をなす
一高等女學校長協議會の開催
二會報等の刊行
三女學校教職員就學轉勤の仲介
四其他必要な事項
- 第四條 本會は高等女學校及之に準ずべき女學校の學校長若くは其職務を取扱ふ者を以て組織す
- 第五條 本會に理事三十名を置く理事は會務を掌理す 内十名を常務理事とす
理事は總會に於て公選す其の任期は次期の總會までとす必要に應じ臨時委員を置くことあるべし
理事は有給事務員を使用することを得
- 第六條 本會本部、之を東京市に置く其他必要な場所に支部を置くことを得
- 第七條 本會會費は年額金一圓とし毎年五月之を納入するものとす協議會に關する費用は其の都度之を徵収するものとす

表2 全国高等女学校長会議および協議会における協議題一覧

分類 項目	制 度		教 育 内 容				教 育 方 法				生 活 指 導				学 校 経 営		教 員 生涯教育		そ の 他																								
	制 度	実 科	高 等 教 育	私 学	そ の 他	教 授 種 目	修 行	公 作	理 科	体 育	そ の 他	教 授 種 目	評 価	修 行	そ の 他	生 徒 の 指 導	思 想 教 育	生 女 生	寄 脱	服 装	学 校	設 備 (助 成 を 含 む)	入 試	そ の 他	待 遇	資 格	女 子 教 員	卒 業 後 の 指 導	卒 業 後 の 連 絡	校 長 会 議	學 事 一 覧	教 育 調 研 会	興 亜 教 育	女 子 教 育 摆 議 会	男 子 に 對 す る 教 育 を	視 学 機 関	外 国 観 察						
西暦	改 正	度	科	高 等 教 育	私 学	そ の 他	教 授 種 目	修 行	公 作	理 科	体 育	そ の 他	教 授 種 目	評 価	修 行	そ の 他	生 徒 の 指 導	思 想 教 育	生 女 生	寄 脱	服 装	学 校	設 備 (助 成 を 含 む)	入 試	そ の 他	待 遇	資 格	女 子 教 員	卒 業 後 の 指 導	卒 業 後 の 連 絡	校 長 会 議	學 事 一 覧	教 育 調 研 会	興 亜 教 育	女 子 教 育 摆 議 会	男 子 に 對 す る 教 育 を	視 学 機 関	外 国 観 察					
1899							1	1				3	1		2	1	1		1				4	2	1		1	1			2												
1900	1						1	1				1	1		2	1			2				1				2	2	1		3	1											
1902	1						1	1	1			1	1				1						1						1														
1908	1						2	1	1	1	1		1										1				1																
1914	2	9										1	1																														
1917	4	3			3							3	1	5	1			1		2				1		1	2																
1919	2	1			1																																						
1920	1	1	1									1						1				1		1																			
1921		1		2								1		1										1		2	3	1															
1922	1	1													2														1														
1924		1															2							1			1	1															
1925		3										1		1																													
1926		1		2										1															1	2													
1927	2	1	1	1	1																								1		3	5	1										
1929		1										1		1				1	1								1		1	1	2												
1932	7	1	1		7	3	3					3	1		1	1	3	1	2				1			1	6																
1933	1	1	1	1															1									1															
1934	1	1										1		1														1		1	1												
1935	1	1											1						1									1		1	1	2											
1936	1											1		1																1													
1938	2	1	1	1								1	1	1	1													1	1														
1939			1																1									1															

第八條 本會員たる義務を怠りたるものは退會者と見做すことあるべし

第九條 本會は毎年一回總會を開く總會の議長は其の都度出席會員中より公選す

一九一九年の文部省主催の會議以来、特に一九二〇年の校長協会の設立が大きなインパクトとなつて、文部省と呼応しつつ、時には同時開催しつつ會議はほぼ毎年開かれてゆく。協議は勢い建議に重きが置かれるようになる。

一九二四年の校長會議は、こうした校長協会の積み重ねを基礎に、文部省主催でありながら、民間の校長協会主導の審議が行われる。高等女学校を女子中等教育として整備し、その上に高等教育を要求する、教育制度改革論議が展開されてゆく（表一参照）。このような動きは、女子教育振興委員会等の外部団体の運動とも相俟つて高まつてゆく。一九二九年一二月の文部省による女子中等教育改善調査会の設置そして次年の改善案の発表は、これら一連の活動のなかから生まれたといつてもよいだろう。

だが、制度化の道は開けないまま、議論は引き継がれてゆく。教育内容に関しては、公民教育について論じられることが多くなり、これは一九三二年二月の「高等女学校令施行規則中改正」。

第一條第一項中「修身」ノ下ニ「公民科」ヲ加ヘ第五項中「法制及經濟」ヲ削ル^⑨

という形で法制化されてゆく。

一九三一年の満州事変を契機として、校長會議にもその影響が出始める。

國家非常時に際し、女子教育上特に留意すべき点如何（一九三三年協議事項）^⑩

「肇國の本義を明にし敬神崇祀の念を養ひ國家的信念の確立を圖ること」（一九三五年答申）^⑪

「教科書國定に関する件」（一九三六年協議事項）^⑫

「各學校に於ける國民精神總動員の具體的計画並に之が實施狀況」（一九三七年協議事項）^⑬

「青少年學徒に腸はりたる勅語奉戴に關する件」（一九三九年協議事項）^⑭

この間、校長協会の文化活動も盛んに行われている。全国高等女學校長協会編『女性文化史』（一九三八～九年）の出版はその一例であるが、戦局が厳しくなるに従い、會議の方は次第に戦時色を濃くしてゆく。一九四〇年文部省の通牒により、會議開催は許可制となり、^⑮この年以降全国規模の會議は開かれず、理事会、地区別會議が行われるのみとなる。そして、戦後、この高等女學校長會議は一九四八年の會議をもつて全国高等学校長協会の女子普通部会へと解消してゆくのである。^⑯

二 協議をめぐつて

(1)一九一四年全国高等女学校長会議

この会議は一九〇八年の文部省主催の高女校長会議から六年ぶり、一九一一年のやはり文部省主催の実科高女校長会議以来三年ぶりに、東京女子高等師範学校に於て、一〇月一九日～二四日の六日間開催された。参加高女三〇二校（官立一、公立二五〇、私立五一）うち一〇九校が実科高女であった。会議日程^⑦は次の通りである。

会議日程

会場 東京女子高等師範學校
毎日午前九時開會

大正三年十月十九日（月曜日）

同 二十一日（水曜日）

一、開會

一、鶴見農商務書記官

一、文部大臣訓示

二十三日（金曜日）

一、諮詢事項説明及討議

一、諮詢事項討議

同 二十日（火曜日）

一、小林東京女子高等師範學校教授講話

一、野尻奈良女子高等師範學校長講話

二十四日（土曜日）

一、高木男爵講話

一、協議事項討議

一、諮詢事項討議

一、閉會

文部省より一木喜徳郎文部大臣、田所普通学務局長、小泉督學官が出席。第一次世界大戦に臨み、「今ヤ舉國一致益々國力ノ充實ヲ期圖スヘキニ際シ將來良妻賢母タルヘキ生徒ノ教育上一層ノ留意ヲ促サ、ルヘカラサルモノアリ之レ今回諸君ヲ召集シテ茲ニ會議ヲ開クニ至リタル所以ナリ……我國女子ノ教育ハ他日良妻賢母タルノ素ヲ養ヒ國家ノ要素タル家庭ノ生活ヲシテ健全ナラシムルヲ主眼トス今後一層女子ノ本分に對スル自覺ヲ強ウシ温良貞淑ノ美德ヲ養ヒ奢侈ヲ諒メ浮靡ヲ排シ質實ニシテ勤勞ヲ好ムノ良風ヲ作り以テ益々圓滿ナル人格ノ修養ニ努メサルヘカラス」（一三～一四頁）との国家主義的な觀点から一木文相の訓示が行われた。

統いて、田所普通学務局長を議長に六日間、その中の五日間で諮詢事項の検討がなされた。小泉督學官から諮詢についての主旨説明が行われ、若干の質疑応答を経て、各諮詢ごとに十三名の答申案起草委員が選出された。諮詢事項（一六頁）は次の通りである。

諮詢事項

一、高等女學校及實科高等女學校ノ生徒ヲシテ一層質實ニシテ且ツ勤勞ヲ好ムニ至ラシムルニ最モ適切ナル方法如何
二、高等女學校及實科高等女學校ニ於ケル裁縫科竝家事科ノ教授ヲシテ一層適切有効ナラシムル方法如何

三、高等女學校及實科高等女學校ニ於ケル體操科ノ教員ハ男女何レヲ適當トスルカ

四、高等女學校及實科高等女學校ノ生徒ニ適當ナル遊戯ノ種類如何

五、高等女學校及實科高等女學校ノ教育ヲシテ一層土地ノ情況ニ適切ナラシメンカ爲メニ學科目及毎週教授時數ニ關スル現行ノ規定ヲ改正スルノ必要ナキカ
前項ノ外高等女學校ノ現行規程中改正ヲ要スル點ナキカ

これら各詰問について、詰問事項調査委員会により予め提出された答申案に沿つて、原案の説明並びに委員会の経過報告がなされ、これに対する討議の後採決により確定議として答申（一七〇二二頁）が出されている。

答申

第一詰問事項答申

- 一、學校長及教職員ハ實踐躬行シテ其模範ヲ示スコト
- 二、各學科ニ修身科ノ教授ニ於テ今一層質實勤勞ニ重キヲ置クコト
- 三、各學科ノ教授ハ可成生徒ヲシテ觀察實驗セシメ其間ニ質實勤勞ノ風ヲ養フコト
- 四、家事實習ノ範圍ヲ擴張シ高等女學校及實科高等女學校ノ目的本領ヲ逸セサル範圍内ニ於テ校舍内外ノ掃除備品ノ修繕整頓等ヲナサシムルコト
- 五、學校園藝ヲ今一層獎勵スルコト但シ其設施ノ方法ハ經濟的ニシテ訓育ノ本旨ニ合シ而カモ簡易ナランコトヲ要ス
- 六、學校ノ式日、運動會、學藝會、母姉懇談會等ノ場合ニ於テ職員指導ノ下ニ生徒ヲシテ之ニ當ラシムルコト
- 七、運動會、展覽會、修學旅行其他凡テ學校ノ施設ヲシテ華美ニ流レシメサル様注意スルコト
- 八、家庭トノ連絡ヲ今一層親密ニシテ質實ヲ尚ヒ勤勞ニ從事セシメ併セテ社會ノ惡風ニ感染セシメサル様勸告スルコト
- 九、寄宿舎ノ組織ハ家族的ニシテ自炊ノ制度ヲラシムルコト
- 十、服装及日用品、學用品ニ或制限ヲ設クルコト
- 十一、家事、裁縫、手藝等ノ教授ニ際シ節物利用ノ習慣ヲ養フコト
- 十二、校友會、同窓會ノ如キ團體ヲシテ質實ニシテ勤勞ヲ好ムノ氣風ヲ作ラシムル様指導スルコト
- 十三、内國品ノ使用ヲ獎勵スルコト
- 十四、自家ノ業務ヲ尊重スル氣風ヲ養成スルコト
- 十五、科外讀物ニ注意スルコト

第二詰問事項答申

- 一、優良ナル裁縫教師ヲ得ルコト
- 二、基本的教材ノ教授ニ重キヲ置クコト
- 三、高等女學校ノ裁縫教授時數ヲ毎週六時間以上トスルコト
- 四、標本掛圖等ヲ具ヘ且ツ之ヲ利用スルコト
- 五、裁縫教授ニ於テハ成ルヘク一學級（四拾名以上ノ生徒數ヲ有スル場合）ヲ二組二分チテ教授スルコト

一、成ルヘク教科書ヲ用キルコト

一、裁縫教授並ニ綿入ノ裁縫、仕上ケ又ハ展覽等ニ必要ナル特別室ヲ設クルコト

一、優良ナル家事教師ヲ得ルコト

一、家事科教授ニ必要ナル特別室ヲ完備スルコト

一、標本及ヒ教具ヲ完備シ且ツ之カ活用ニ注意スルコト

一、家事實習ヲ低學年ヨリ一時間宛課スルコト

一、高學年ニ於テハ家事科ノ教授時數ヲ毎週一時間宛増加スルコト

一、家事科ノ教授ニ於テハ生徒ヲシテ成ルヘク實驗及ヒ實習ヲナサシムルコト

一、家事科ヲシテ各學科特ニ理科及ヒ實業科トノ連絡ヲ一層密接セシムルコト

第三諮詢事項答申

一、男教員ノ長所

1 身體上生理的障害少キコト

2 身體上ノ耐久力ニ富ムコト

3 教授ノ能ク徹底スルコト

4 大ナル團體ノ指揮統率ニ適スルコト

5 永ク勤續シ得ルコト

6 體育ニ趣味ヲ有スルコト

二、女教員ノ長所

1 樣範ヲ示スニ適切ナルコト

2 生徒ノ身體狀態ヲ感知シ易キコト

3 姿勢動作ノ矯正ニ都合好キコト

4 或種類ノ運動遊戯ノ教授ニ適スルコト

前項ノ如ク互ニ長所アレトモ比較的の男教員ヲ以テ適當ナリト認ム但一人以上ノ體操教員ヲ要スル場合ニハ女子ヲ加フルヲ可トス
高等女學校及實科高等女學校ノ生徒ニ比較的適當ナリト認ムル遊戯ノ種類左ノ如シ

第四諮詢事項答申

一、遊動圓木

二、鞦韆

三、バスケットボール

四、デッキボール

五、ピンポン

六、ローラーテニス

七、行進遊戯

八、羽子ツキ

九、お手玉

十、鬼遊

十一、氷辻り

十二、雪辻り

十三、センターボール

十四、綱引

十五、弓道

十六、薙刀

十七、廻轉塔

第五諧問事項答申

一、實科高等女學校ノ學科目及教授時數ニ關スル事項

(一) 國語ノ第三、四學年ヨリ毎週一時ヲ減シ之ヲ修身ニ加フルコト (後表参照)

(二) 圖畫唱歌ノ第三、四學年ニ各一時ヲ加ヘ之ヲ裁縫ヨリ取ルコト (後表参照)

(三) 實科高等女學校各學科目毎週教授時數表ヲ左ノ改ムルコト

施行規則第十八條甲號表ノ改正

計	操業	實業	唱歌	圖畫	裁縫	理科及家事	數學	歷史	國語	修身	學科目	學年
											第一學年	第二學年
三四	三	一	二	一	一四	二	二	二	六	二	第一學年	第二學年
三四	三	一	二	一	一四	二	二	二	六	二	第一學年	第二學年
三六	三	三	一	一	一六	三	二	一	五	二	第一學年	第二學年
三六	三	三	一	一	一六	三	二	一	五	二	第一學年	第二學年

乙號表及丙號表ハ前表ニ準スルモノトシ茲ニ省ク

二、各學科目又ハ全學科目ノ一學年間時數合計ヲ變更セサル範圍ニ於テ季節ニヨリ其ノ毎週教授時數ヲ増減スルヲ得ルコト

三、**師範學校規程第二十七條但書ヲ適用ス**

施行規則第三十條ノ第二項ヲ削除シ更ニ左ノ一項ヲ加フ

「**實業科ヲ加ヘタルトキハ前項ノ外更ニ一名以上ノ教員ヲ増スヘシ**」

第一諧問事項の答申に際しては文相訓示の中で強調された「質實ニシテ勤勞ヲ好マシムル」方法について、現場の体験をまじえながら、多く意見が交された。「一體地方ノ女學校ニ於キマシテ質實勤勞ト云フコトニ妨害ヲ與ヘルモノハ往々ニシテ東京下リノ女教員ニアルノデアリマス」(一三三頁) 等地方高女に於ける都会への反発が出されたりもしたが、全般的にみると、高女教育の中で、観察・実験・実習等実際的学習に重きを置くこと、修身を中心て教師が率先して質実勤労の精神を教えつつ、家庭との連絡を密にして、寄宿舎教育を実際的に改善し、これと連携して質実勤労の精神を涵養することに意見の一一致がみられた。

第二諧問の裁縫科並家事科については、高女の方では裁縫の時間を減らしたいと申し出る高女が多く、さりとて実際問題として裁縫技術が身につかないことを苦慮し、一方実科高女に於ては裁縫の時間を増やし、技術習得を徹底させたいとの希望が多く出される反面、高女との格差を気にしたりの議論が展開された。高女と実科高女の事情の違いが浮き彫りにされている。

第三諧問の「體操科ノ教員ハ男女何レヲ適當トルカ」については、体験をもとに様々な意見が出されたが、答申に見られるように男教員に利ありとの決議がなされた。歐米に比較し、日本の女子の体格が劣っていることから、つとに体位向上を目指す体育教育に期待が寄せられ、高女校長会議でも初回から常に議題にのぼってきた事項であるが、実情では、生徒が体操を嫌う、優れた体操教師が得られないなどの理由から、改善策がなかなか見つかなかったようである。中川謙二郎東京女子高等師範学校長の講話によると、「女高師出の教師に體操をやらせると生徒が進んで體操をやるやうになつた」との経験から、「女子の體操には女子の體操教員が可い」(三五三頁)と反論が出された。同様な意見が野尻精一奈良女子高等師範学校長からも出されている。「私は其の決議に對して批評する譯でありますね」との中川謙二郎の弁には生きた会議の面白さが見られると同時に、反論を出してまで体育教育を云々することに、緊急の課題、同氏に拠ると「國家の上に重大なる關係を有する」(三五三頁) というその重要性を窺うことができる。

第五諧問は、「實科」問題であるが、一九一〇年に法制化された実科高女について、特に実科高の方から多く意見が出された。「實

科」という名称を廃して高女に一本化してほしいとの要望、地方ではより「實科」に重きを置いた方がいいなどの主張がみられたが、制度化されて間もないことでもあり、現行通りで落ち着いた。

学科課程について、配当時間の増減が検討された。「質實勤勞」の精神を生かすということで、修身科の充実が先ず取り上げられ、修身は国語の授業も兼ねうるとの考え方から、国語科から修身科へ一時間移すことが決議された。また外国語の取り扱いについて、中学校並みの時間配当を希望する高女から、その反対に生徒に負担となっているから廃止してほしいという高女まで各様の意見が表明されたが、「女子教育ヨリ外國語ヲ排斥スルト云フコトハ現時國家発展ノ上ニ於テ非常ニ不利益ナコトト考ヘマス」(一八二頁)等が妥当な意見とみられ、現行通り随意科に留まることになった。芸術科目の時間増については、家庭生活の充実という観点から、「女子ハ男子ト違ツテ日常生活ノ上ニ於テ心身ノ疲労ヲ慰メ又慰安ヲ求ムル上ニ於テ學校デ音樂ノ趣味ヲ加ヘル助ケヲ借ラヌト困ルコトガアリハシナイカ」というようなこともひとつの根拠に見直しが図られた。

これらの諮問事項討議の合間に、

講　　話

一、女子教育ニ關スル一二三ノ意見及希望	奈良女子高等師範學校長	野尻精一
二、衛生ニ就テ	醫學博士男爵	高木兼寬
三、歐洲陸戰ノ概要	陸軍歩兵中佐	長尾恒吉
四、海戰ノ概要	海軍中佐	高謹爾
五、女子教育上の所感	東京女子高等師範學校長	中川謙二郎
六、國產獎勵ニ就テ	農商務書記官	鶴見左吉雄
七、歐米ニ於ケル女子及女子教育	東京女子高等師範學校教教授	小林照朗

の七つの講話(二六一～三九三頁)が挿された。時局を反映してか、軍関係者の話が注目される。

最後の六日目に協議題の検討に入る。提出協議事項一三〇題を調査委員(代表小林盈府立第三高女校長)が整理選択し、「理想論ヲ後廻ハシニシテ現在直接必要ニ差掛ツテ居ルヤウナ問題ヲ取ラウト云フ方針」に従つて、五類一五題にしばられた。第一類校長会議の開催、第二類作法、第三類実科高女問題、第四類体操、第五類転入学に概括される。談話題としては九類二四題が整理提出された。第一類実習、第二類操行、第三類卒業生指導、第四類寄宿舎訓練、第五類戦局に際して、第六類補習科教育、第七類生徒読物、第八類文法、

第九類教授法研究会についてがその主なところである。

建議事項（三六頁）として次の四項が提出されたが、採決により可決されたのは第三項だけであつた。

建議事項

一、高等女學校令施行規則第四十八條ニ左ノ但書ヲ加フルコト
但シ選科生ノミヲ以テ學級ヲ編成スルコトヲ得（否決）

二、高等女學校令施行規則第十八條甲號表中理科及家事欄第一學年及第二學年ニ各一時ヲ加へ之ヲ裁縫ノ時數ヨリ採ルコト（否決）

三、修業年限三箇年以上ノ高等女學校ノ實科又ハ實科高等女學校ニ在リテハ其ノ學科目中ニ地理科ヲ加ヘラレタキコト（可決）

四、尋常小學校卒業程度ヲ以テ第一學年ノ入學資格トスル修業年限三箇年ノ實科ヲ設ケラレタキコト（否決）

いずれにしても、協議及び談話、建議で一時間余り、諸問事項についての討議が五日間に亘つてゐるのに比べ、配当時間が極めて少なく、時間不足でただ単に議題が読みあげられるだけで「異議ナシ」の声で終了する項目も多く、福島高女の家族的な寄宿舎生徒訓練の例（二四七頁）や、土浦高女の生徒の読物調査の報告（二二五〇頁）が行われるなど、経験談の披露、情報交換に留まつた。

なお、協議事項討議の第六日目、奏任待遇の校長には宮中振天府拜覲と一木文相による慰労会招待という別日程が組まれてゐる。

(2) 一九一七年第一回全国高等女学校長協議会

一九一七年の校長協議会は、協議会主催第一回といふことで、これまでのものとは趣きを異にするものであつた。協議会の主旨については、発起人の一人でもある東京女子高等師範学校附属高等女学校主事・小林照朗の開会に至る経過説明によると次の通りである。^④

「大正六年早春の事なりき、時の東京女子高等師範學校長中川謙二郎氏より、現下の時局に際し女子教育に關し解決を要する緊切なる問題対に少ならざるを以て關係者の會合を促し共同研究をなさんとの發議あり。招に應じて集りしものの若干氏、初めは少數者の集會にとゞめ漸次必要に應じて増員することゝし、本會を女子教育研究會と名けたり。而して先づ研究問題として議に上りしものは、實に「戰後の女子教育を如何にすべきか」といふにてありき。然るにかくの如き重大問題は單に若干人の私議にとゞめず、廣く同僚諸校長の會同を求め、宜しく衆智を蒐めて討議すべしとの議成立し、こゝに秋十一月を以て東京に全國高等女學校長諸君の來會を促し、協議會を開催することゝしたり。是れ第一回全國高等女學校長協議會開催の動因なりとす。」

又、協議會と称した理由として、「有志の計畫に成れると、文部省より招集せらるゝ全國高等女學校長実科高等女學校長會議と區別する」（二頁）ためと述べられている。

発起人会（湯原元一・小林照朗・伊藤貞勝・鈴木光愛・小林盈・松浦政泰・三輪田元道・宮田修）の誘いに応じて参加した高女の数

は、発送二四〇校中一六二校（官立一、公立一一七、私立四四）、出席者は番外一名を加えて一六三名であった。この協議会では、発起人達の間で「聊カ考ヘル所」があつて、実科高女の参加を省いたといふ。一九一四年の校長会議において高女と実科高女の事情の違いが明白になつたことに因るのであろうか。文部省からは文部大臣を初め次官・局長いずれも臨席なく、楳山栄次督学官のみが陪席している。協議会日程（二頁）は次の通りである。

第一回全國高等女學校長協議会日程（大正六年十一月）

会場 東京女子高等師範學校講堂

第一日（十日土曜日）

午前（九時開始）

發起人ノ挨拶及ビ報告

議長選舉

文部大臣訓示

議事（晝食）

午後（一時開始）

委員會（會場ハ附屬高等女學校教室ヲ以テ之ニ充ツ）

第二日（十一日日曜日）

午前（九時開始）

議事（晝食）

午後（一時開始）

議事（晝食）

午後（一時開始）

議事

午前（九時開始）

議事（晝食）

午後（一時開始）

「比較的多數ノ學校長ヨリ同一趣旨ヲ協議題トシテ申出デラレ發起人ニ於テ目下ノ時局ニ際シ緊急ト認メタルモノノ内ヨリ便宜五題ヲ選出シタルモノ」を甲協議題（一六〇頁）として重点的に審議された。

甲協議題

- 一、高等女學校ハ修業年限五ヶ年ヲ本則トシ土地ノ狀況ニヨリ、一ヶ年ヲ短縮スルヲ得セシムルコトノ可否。
- 二、高等女學校ヲ修了セル者ニ對シ更ニ進ンデ高等ナル教育ヲ受ケシムル途ヲ拓クノ可否。

(イ) 普通教育ニツイテ

- 三、女子ノ理科思想ヲ一層深カラシムル方法如何。

- 四、高等女學校ニアリテモ中學校ト同様理科ヲ獎勵セラレタキコトヲ建議スルノ可否。

- 五、時局ノ影響トシテ將來ノ女子教育ヲ如何ニスベキカ。

到着順に整理された協議題を乙協議題五四項目として掲げ、更にこの中から五題（二〇～三六頁）にしほつて審議にかけられる。

乙協議題

- 一、高等女學校生徒體育改善法如何。
- 二、高等女學校ニ於ケル家事科ノ教授ヲ一層有効適切ナラシムル方法如何。
- 三、高等學校ニ於ケル英語ノ教授ヲ一層有効ナラシムル方法如何。
- 四、女子教育尊重ノ風ヲ促進スル法案如何。
- 五、品性陶冶ト家事ノ練習トニ資スル目的ヲ以テ高等女學校ノ寄宿舎教育ヲ獎勵シソノ設備ヲ充スルコトノ可否。

主だつた議論を拾つてみよう。

先ず、現行制度では四年を本則とする高女の修業年限を五年に改めることの可否から問われた。提出者の大村忠次郎（清水谷高女）が「高等女學校ノ修業年限ハ五箇年ヲ本體トシテ總テノ高等女學校ガ是ニナリマスレバ、或ハ師範校二部或ハ女子高等師範ナドニ五箇年程度ノ所カラ生徒ヲ採用スルコトニナリマスト、實力アル婦人ヲ造ル上ニ便利モアルカト考ヘマス。……私ハ此普通教育ノ學校ニ於テハ初等教育、高等普通教育ノ別無ク男女ノ間ニ差違アルコトハ如何ナルモノデアラウカ」（四三頁）との提案理由が示された。これについては「短縮スルコトモ無シニスル」（五〇頁）との意見や、又一方で「地方ニ於イテハ四ヶ年ガ宜シイ」（五一頁）との反論もみられた。

世界の一等国に匹敵する女子教育、あるいは教育に於て男女差をなくしていく、又男子の仕事を理解し助けていく上でもより高度な

女子教育が望まれるというような女子教育の向上を図る主張に対し、そうでなくとも女子教育の定着しない地方の土地柄から、あるいは戦後の財政上の理由から反論が出されたが、「△本會ヨリコレヲ其筋ニ建議ス／トノ條件附帶ニテ多數可決」（五一頁）となつた。

甲協議題三の「理科思想ヲ深カラシムル方法」については、篠田利英（旅順高女）から、「今日歐羅巴諸國デ戰爭中ニ理科思想が實際ニ現ハレテ來ルコトヲ新聞等デ承知致スニツケテモ、戰後ニ於キマシテ一層此必要ガ起ツテ來、若シモ此理科思想ノ競爭ニ落伍スル時ニハ國家トシテノ進歩ニ余ホド妨げニナツテ大ナル落伍者トナラネバナラヌヤウニ思ヒマス」（五三頁）の説明があり、「応用力」を養うという面から理科思想の普及が呼びかけられた。

五の「將來の女子教育」という件では、蘭部倭（和歌山高女）より、「我國ノ女子ハ體育上理科思想上及ビ國民トシテノ一般ノ觀念上ニ於テ余程欠乏シテ居ルヤウニ思ハレマス、良妻賢母ト言フ言葉ノ意味ハ、古今変ラズトシテモ、其内容ハ大ニ改善シテ與ヘテ往カネバナラヌヤウニ考ヘラレマス」（五五頁）と新しい、社会に開かれた「良妻賢母」が提案されたが、抽象的議論にすぎるとの声が挙がり、更に研究するとのことで落着した。

「更ニ進ンデ高等教育ヲ受ケル途ヲ拓クノ可否」については、第一項の制度改革とも関連するところであるが、「今ノ高等女學校ダケデハ女子ノ教育ヲ向上サセルコトハ甚ダ不足デアル」（六〇頁）との理由から、普通教育あるいは専門教育に於て高等教育の道を拓く必要があるとの趣旨説明がなされるが、「五年制度ニスルト云フコトモ容易ニ行ハレ難イ時代デアル、是ガ行ハレテ後ニ尙ホ斯ウ云フ必要ガ出テ來タナラバ其際ニ又高等普通教育モ必要カモ知レマセヌ、男子デサヘモ普通教育ハ中學校デ終ツテ居ル際ニ、女子ニ限ツテ尙ホ高等女學校ガ五年ニモ延ビヨウト云フ方法ヲ述べテ大多数デ可決シタ其以上ニ尙ホ高等教育ヲ施サナケレバナラヌト云フ必要ハ今日ニ於テハナイ、又専門ノ機関、例ヘバ女子大學或ハ女子専門學校ト云フヤウナモノモ今日デハ少シモ必要ガナイト思ヒマス。」（六一頁）など時期尙早論が出され、高等教育要求についての賛成意見、反対意見が提出されるが、賛成派の声高く、三輪田元道より、「大學ノ門ヲ女子ノ為ニ開クト云ヒマシテモ女子ガ専門教育トシテ受ケル準備教育ヲ受ケル途ガナケレバ、云換ヘレバ男子ノ高等學校ニ對スル女子ノ高等學校ガナクテハナラヌト思ヒマス」（六二頁）と「女子高等女學校」構想が述べられた。

賛成多数で原案は「當局ニ建議スルコトヲ附議セラレ異議ナク可決」（六五頁）された。

その他の主な議論としては、体育改善に関する件が注目される。

「何處ノ學校デモ、……學科ノ教師ハ尊重サレ體操ノ教師ハ比較的尊重サレナイ」（九四頁）と言う体操教師の嘆きとともに、優良な教師の育成問題が取り挙げられた。

「出來得ルナラバ國立ノ設備ヲ得タイトイフコトハ勿論デアリマスガ、併シ其言ガ徒ラニ高クシテ其實行ガ遲レマスレバ頗ル遺憾ニ存ジマスルカラ、私共ハ女子高等師範ノ中ニ體育ニ関スル智識、動作、其他、各種ノ必要事項ヲ十分ニ養成ニ加ヘタ、善良ナ體育教師ヲ一日モ早ク養成シテ戴キタイ」（九五頁）との要望が出され、協議の途中で議長の湯原元一東京女高師學校長より、「マダ考案中ノコトデアリマスガ、來年度ニ於テ若シ諸君ノ御從事ニナツテ居ル學校アタリガ主トシテ御要求デアリマスレバ、特ニ體操科ヲ置キマシテ、臨時一組募集シタイト思ツテ居ルノデアリマス」（一二七～一二八頁）と述べ、先の要望を受けとめ、若干検討した上で各高女の意向を打診するという一幕があつた。

こうしたことに、高女の現場が抱えている問題に対し、積極的な解決への取り組み、姿勢を見ることができる。そしてこれらの要望は文部大臣への建議（三七～三八頁）の中に盛り込まれてゆく。

建議

- 一、高等女學校ハ修業年限五ヶ年ヲ本則トシ土地ノ狀況ニヨリ一ヶ年ヲ短縮スルヲ得シムルコト。
- 二、高等女學校ヲ修了セル者ニ對シ更ニ進ンデ高等ナル教育（普通及ビ専門）ヲ受ケ得ル途ヲ一層廣ク拓クコト。
- 三、女子ノ理科思想ヲ一層深カルシムルタメ教授時數ヲ増加シテ各學年毎週三時間トスルコト。
- 四、理科教授設備ヲ充實スルタメ高等女學校ニ於テモ中學校ト同様國庫ヨリ補助費ヲ支給セラレタキコト。
- 五、土地ノ狀況ニヨリ高等女學校ニ於ケル學科目選擇及ビ教授時數増減ノ範圍ヲ一層擴張セラレタキコト。
- 六、高等女學校生徒體育改善ノタメ
- 一、國立體育學校ヲ設立サラレタキコト
- 二、體操教授時數ヲ增加セラレタキコト
- 七、公立學校職員俸給令ヲ改正セラレタキコト。

尙全國高等女學校長協議會ノ希望トシテ文部大臣閣下ニ具申スベク決議セルモノ左ノ四項有之候ニ付茲ニ添附仕置候間御查閱被成下度候
一、女子ノ爲一般ニ帝國大學ニ入學シ得ル途ヲ拓クコト。
二、高等女學校令施行規則第五十條第一項中「修業年限ノ終リニ於テ」ノ十字ヲ刪除スルコト。
三、高等女學校長ヲ外國ヘ派遣スルコト。
四、戰後ノ教育ニ適應スベキヤウ教授要目ヲ改正セラレタキコト且ソノ爲ニハヨク地方ノ事情ヲ斟酌セラレタキコト。

協議会最終日には、一人十分間として会員談話（一六六～一八八頁）の時間が設けられた。

會員十分間談話

- 1、女子自衛術ニ就イテ……………北村
- 2、家事科ノ目的ニ就イテ……………浅井
- 3、我國ニ於ケル今後ノ良妻賢母……………安吉
- 4、試ミノ二三ツ……………岡尾
- 5、女子ニ立憲的思想ヲ與フル方法……………藤重
- 6、女子教育ノ眞目的……………包敏
- 7、教育權確保ノ必要及ビ教員俸給令改正ノ標準……………藤義
- 8、體育上二三ノ施設ニ就テ……………岡辰次郎
- 9、精神教育ヲ重ンズベキコト……………名川彦作
- 10、女子教育ノ第一印象……………岡田政治
- 11、寄宿舎ノ教育ニ就テ……………佐藤勘之助
- 12、花ト茶トニ就テ……………井藤穗三郎
- 13、信念涵養……………小山彦作

協議会は、その第二回目を一九二〇年に大阪で開催したが、そこでは、この第一回目の議論が継続的に審議されたのであるが、それと同時に第一回の発起人を中心に全国高等女学校長協会の設立を見た。以後この協会メンバー達が文部省主催の会議にも中心的な役割を果してゆくことになる。

(3) 一九二五年全国高等女学校長会議

一九二五年の校長会議は、文部省主催により十一月五日～八日、東京外国语学校講堂に於て開催された。議場の関係で出席者は希望者の半数にしほられ二七九名（官立三、公立二二五、私立五一）うち実科高女校長六三名、傍聴者が外地高女長十八名を含む二一名であつた。

会議日程^⑯は次の通りである。

開会	午前九時	会議日程
午前	十一月五日（木）	——
文部大臣訓示諮詢事項	十一月六日（金）	

開会	午前八時	十一月七日(土)
午前	答申案討議	午前九時
午前	十一時 拝謁	午前 協議事項
午後	協議事項	午後 協議事項

議長・関屋龍吉普通業務局長の進行により、岡田良平文部大臣の訓示から始まる。

「女子教育ニ於テモ其ノ國家観念ヲ鞏固ニシ、女子自ラ忠良ノ國民トナルノミナラズ、忠良ノ國民トナルベキ児童ヲ教養シ得ル賢母タラシムルヤウカムベキデアリマス。……我ガ婦人ノ古來ノ美德タル貞淑ニシテ節操ヲ重ンズル精神ヲ涵養スルコトニ一段ノ御盡力ヲ願ヒタイト思ヒマス。」(二七頁)

と、臨時教育会議の答申に即した「國體觀念」及び「婦德の涵養」を主眼とする発言がなされた。

諮問事項(三〇頁)は、一九二〇年の「高等女学校令中改正」による若干の制度的変化に伴う現場の事情、要望を吸い上げることを目的としていた。

諮問事項

- 一、高等女学校ニ關スル規程中特ニ改正ヲ要スヘキ事項如何
- 二、高等女學生徒近時ノ思想傾向ニ關シ特ニ考慮スヘキ事項如何

第一諮問については、答申案起草のための特別委員・小林盈委員長より主旨説明があり、「高等女学校ノ名称ヲ女子中學校ト改メ」、第二に「女子高等學校ノ制度ヲ設クルコト」(一三九~一四〇頁)すなわち各府県に一校高等科のみの高女ないしは女子高等学校を設ける、あるいは七年制高等学校にならって中等科に高等科を設置するという形でもよいから人格教育を主とする女子の高等教育を設立したいということでの構想が述べられた。

参加者にはこれに賛意を表する者が多く、「今日ノ女子ヲ劣等視シテキテキル所ノ女學校ノ制度ト云フモノハ根本的ニ改正スル必要ガアルト思フ。故ニ高等教育機関ヲ女子ノ為ニ設置シテ之ト連絡ヲ取ルヤウナ高等女学校、又女子ノ人格教育・男女教育上ノ機會均等ト云フヤウナ問題ヲ研究スルト云フコトガ最モ急務デアツテ、又斯ウ云フコトヲ此ノ御列席ノ各位カラ意見トシテ當局ニ答申シ、其ノ答申ニ基イテ御當局ニ於テモ断然時代ノ進歩ニ適應スルヤウナ施設ニセラレント云フヤウニスルコトガ最モ諮問事項ニ對スル適當ナル答

申デアラウカト思ヒマス。」（六六頁）などと述べられる。これは一九一七年の第一回協議会の決議の延長線上にあるものである。

だが、「數年前カラ我々ノ協議會ニ於キマシテモ女子教育ノ発表ヲ企圖致シマシテ、成ルベク女子ニモ男子ト教育上均等ノ機會ヲ得シムルヤウニ致シタイト云フコトハ毎回協議ヲ致シテ居ルノデゴサイマスルガ、未ダ其ノ希望ニ付キマシテハ一向實現セラレルモノモ少イヤウニ思ツテ居リマス」（三一五頁）と協議事項が政策へ反映しないことに対する不満が述べられてゐる。

また、高等科や専攻科が高等教育を開く上で障害となるとして、「高等科・専攻科ヲ廢シ、別ニ女子ノ爲ニ専門學校及ビ高等學校ヲ特設」（一七一頁）したらどうかとの主張も見られた。これらの議論が下敷となつて、「速ニ女子高等教育機關ノ擴張ヲ断行セラレタキコト」が満場起立で可決されてゆくのである。

第二諮問については、文部省社会教育課が事前に行つた思想調査を参考に、参加者の間で体験談が語られるが、女子学生の「思想傾向」については、「特ニ憂慮スベキモノアルヲ認メズ」というのが大方の意見であつた。

各諮問事項についての答申は次の通りである。（三一～三三頁）

第一諮問事項答申

高等女學校ニ關スル規程中左ノ通り改正ヲ要スベシト認ム

- 一、高等女學校ノ名稱ヲ女子中學校ト改ムルコト
- 二、女子高等學校ノ制度ヲ設クルコト
- 三、専攻科ノ教員ノ名稱ヲ教授助教授トスルコト
- 四、本科ノ修業年限ヲ五ヶ年トシ當分四ヶ年トナスヲ得ルヤウニ改ムルコト
- 五、學科目ヲ必修科目、選擇科目、隨意科目トシ其ノ必修科目ノ教授時數ノ或制限内ニ於ケル増減及ビ選擇科目、隨意科目ノ決定ハ之ヲ學校長ニ一任シ單ニ豫メ報告セシムルニ止ムルコト
- 六、學科目中ノ「理科」ヲ「博物、物理及化學」ト改ムルコト
- 七、教授要目ノ訓令タルコトヲ改メ單ニ發表ノ形式トシテ官報等ニ公示スルニ止メラレタキコト
- 八、高等女學校令施行規則第三十條第三項（教員定數ヲ減シ得ル件）ヲ削除スルコト
- 九、女教員分娩ノ爲メノ休養中適宜教員ヲ補充スルヤウ府縣知事ヘ訓令サレタキコト
- 一〇、高等女學校令中ノ實科ヲ廃止スルコト
- 一一、検定濟教科書ノ採否ハ學校長ニ一任スルコト
- 一二、高等女學校設置ニ關シ費用負擔ノ爲學區ヲ設ケラレタキコト

第二諮問事項答申

- 一、現時ノ女生ハ漸次自覺シ來レルノ結果凡ソ次ノ如キ良傾向ヲ生ジタルヲ認ム

1. 人格ノ観念高マレルコト

2. 獨立自營ノ念強マレルコト

3. 女子ノ天分使命ヲ正解シ來レルコト

4. 批判力ノ進メルコト

5. 好學心及向上心ノ高マレルコト

6. 健康ニ留意シ運動ヲ愛好スルニ至レルコト

7. 同情心社會的ニナリ來レルコト

8. 因循姑息ノ風薄ラゲルコト

二、現時女生ノ思想ノ一般的傾向ニハ特ニ憂慮スベキモノアルヲ認メズトモ雖モ、多クハ現代思潮ヲ全ク理解セザルガ爲ニ社會ノ惡影響ニ没交渉ナルモノモアレバ必ズシモ意ヲ安ンズベキニアラズ。又現代思潮ヲ半解スルガ爲次ノ如キ惡影響ヲ受ケタルモノアリ。

1. 克己ノ精神薄ラギトモスレバ奢侈ニ陥ラントスルコト

2. 自己反省ノ力乏シク利己的傾向ヲ帶ブルコト

3. 經濟思想乏シク濫用濫費ノ風多クナレルコト

4. 事物ノ眞相ヲ見ズ徒ニ外形ニ捉ハルゝコト

5. 自由ト服從ノ眞意ヲ解セズ又禮節ヲ輕視スルコト

6. 敬虔ノ念薄ラズ報恩感謝ノ情少クナレルコト

三、婦德ノ動搖ヲ拒ギ思想ヲ善導スル爲ニ凡ソ左ノ各項ニ留意スルノ要アリト認ム

1. 宗教的信念ヲ啓發スルニ力メ生徒ノ信教ニ便宜ヲ與フルコト

2. 生徒ノ環境ヲ一層良好ナラシムルニ力ムルコト

3. 理智ヲ進メ現代思潮ヲ正解スル素地ヲ作ルコト

4. 社會的意識ヲ啓發シカクテ家庭ヲ中心トシテ公民タル責務ヲ果サシムルコト

5. 男子ヲシテ女子ヲ理解セシメ女子ニ對スル從來ノ態度ヲ改メシムルコト

6. 學校ト家庭トノ連絡ヲ圖リ新舊思想ノ調和ヲ促スコト

7. 高尚ナル藝術ヲ愛好スルヤウ導クコト

協議事項として、一一種類七五題、追加六題の計八一題が提出され、整理委員により、「一番共通点ノ多イ問題」、「疑義ノ起ラナイ問題」、「成ルベク外ニ種類ノ無イ問題」ということを基準に選択、「整理委員ニ於テ整理シタル協議事項」(四七~五〇頁)として次の一〇題

が採り挙げられた。

整理委員ニ於テ整理シタル協議事項

高等女學校生徒ニ行ハシムヘキ運動競技ノ種目並程度如何

高等女學校ニ於ケル公民教育ノ適切ナル實際方案如何

高等女學校ヲ中心トセル社會教育ノ適當ナル方案

高等女學校ノ理科家事科ノ設備ヲ完備スル爲メ國庫ヨリ補助セラレタキコト
高等女學校ノ高等科、專攻科若クハ他ノ上級學校ヘノ入學資格ヲ修業年限四ヶ年ノ高等女學校卒業者ヲ以テ本體トスルコトニ定メタキコト

五ヶ年制高等女學校第四學年課程修了生ニ上級專門學校入學資格ヲ與ヘラレタキコト

各種專門學校ニ女子ノ入學シ得ル制度ヲ設ケラレタキコト

高等女學校高等科卒業者ニ適當ナル條件ノ下ニ中等教員無試験資格ヲ與ヘラレタキコト

教員検定ニ關スル規程改正ノ件

明治四一年一月二六日文部省令第三二號教員検定ニ關スル規程第七條第五項中官立公立ノ文字全部ヲ削除スルコト

速カニ女子高等教育機關ノ擴張ヲ斷行セラレタキコト

協議題の中、特にこの回浮上した問題に「公民教育」がある。調査委員から、「共存共榮」あるいは「共同生活」という観点からの公民教育の必要性が述べられたが、「公民科ニ付キマシテハ、未ダ明確ナル定義ガ下サレテ居ナイ」(二二七頁)との疑問が参加者より出された。これに対し、臨席していた森岡督學官から、私見ではあるがとの前置き付きで、「シビックの知識及び心掛を設ける」(二三一頁)とのコメントがあつた。

参加者の中から、「最モ適切ニ、明確ニ、迅速ニ文部省ニ於テ教授要目ヲ作製セラレタイ」(二二七頁)との要望、又、「從來ノ法制經濟ト云フモノハ、單ニ上面ノコトヲ走リ通ツテ、生徒ノ實際生活ヲ指導スル上ニ殆ド効果ガ無イ」(二二八頁)故にこれに代わるものとして設定するとの意見、「實踐躬行スル根本ヲ丁寧ニ深ク教ヘル」(二二八頁)科目として考えたらどうか、とすると修身との関連は?と議論は盛り上がりを見せたものの、動議により、次回の議題に載せられることとなつた。

公民科は一九三二年の「高等女學校施行規則中改正」により、正式に教科に加えられるのであるが、こうした会議が政策施行の下地作りを担うという、また一つの側面を見る。

文部省主催の会議ではあつたが、協会のリーダー達の活発な働きにより、協会の存在意義が發揮された。リーダーの一人市川源三は、この会議での結論を振り返って、「女性の個性を尊重して各自の要求に合するやうに導きたい。……女性の自覺を認める」などの報告に、「各校長の考へも前回に較べるとよほど進んで來てゐたので、意外に見るべきものが多かつた」⁽²⁰⁾と述べている。

三、結語

一九一四年、一七年、二五年とそれぞれ、文部省主催、校長協議会主催、文部省主催かつ校長協会主導の会議を中心に、高等女学校長会議を考察したわけであるが、三者各々の特色が始めたと同時に行政と現場との接点で、そのダイナミックスの中で浮上する校長會議の性格がより明らかになつた。

一九一四年の会議は、実科高女併設後の「質實・勤勞」という教育理念を現場の中に浸透させてゆくことに主眼があつたと考えられる。議論では、高女と実科高女の諸事情の差が目立ち、内容が深められなかつたが、文部省にとつては、高女と実科高女の制度上の違いが実際にどういう形で現われるかを観察する好機ともなつた。

一九一七年の協議会は、東京女子高等師範学校を中心としたいわば都市高女主導型の会議であり、特に高女の制度的・内容的レベルアップを目指していた。

一九二五年の会議は、文部省主催ではあつたが、議事の進行は主に先の校長協議会の中から発足した校長協会により行われたために、文部省の政策に耳を傾ける一方で、現場の状況の報告、要望の提出、提案、建議にウエートがかけられることとなつた。

政策と現場との接点で、上意下達あるいは下意上達双方の機能を担つた校長会議であるが、政策及び現場双方に同時に大きな影響力を持つたところにその特色がある。

註

- ① 「教育時論」五〇八号
- ② 「教育公報」二四〇号
- ③ 「全国高等女学校長会議要項」文部省普通学務局 一九〇二、四頁
- ④ 「婦女新聞」一〇三号～一〇五号
- ⑤ 「全国高等女学校長会議要項」文部省普通学務局 一九〇九、一五～二二頁
- ⑥ 「全国実科高等女子校長会議要項」文部省普通学務局 一九一二、一〇頁
- ⑦ 「帝国教育」四五八号

- ⑧ 「教育時論」一二八三号
- ⑨ 「高等女学校関係法令の沿革」文部省教育調査部 一九四一、一六〇頁
- ⑩ 「帝国教育」六二七号
- ⑪ 「婦女新聞」一八二五号
- ⑫ 「婦女新聞」一八七六号
- ⑬ 「婦女新聞」一九五〇号
- ⑭ 「婦女新聞」二〇五七号
- ⑮ 「教育週報」七九三号
- ⑯ 小松直行「校長協会結成の経過と初期の行動」「全国高等学校校長会三十年史 式典回想録」一九八〇、八二〇頁
- ⑰ 「全国高等女学校長・実科高等女学校校長会議要項」文部省普通学務局 一九一五、一頁（以下一の(1)での同文献からの引用は本文内に頁数を記す）
- ⑱ 「全国高等女学校長協議会要録」明治出版社 一九一八、一頁（以下、二の(2)での同文献からの引用は本文中に頁数を記す）
- ⑲ 「全国高等女学校長会議要録」文部省普通学務局 一九二六、一頁（以下二の(3)での同文献からの引用は本文中に頁数を記す）
- ⑳ 「教育時論」一四五六号

会議資料一覧

- 『全国高等女学校長会議要項』文部省普通学務局 一九〇一年七月一日 国立国会図書館蔵
- 『全国高等女学校長会議要項』文部省普通学務局 一九〇九年六月三〇日 成城学園教育研究所蔵
- 『全国実科高等女学校長会議要項』文部省普通学務局 一九一二年三月 成城学園教育研究所蔵
- 『全国高等女学校長及び実科高等女学校長会議要項』文部省普通学務局 一九一五年九月二七日 お茶の水女子大学蔵
- 『全国高等女学校長協議会要録』明治出版社 一九一八年八月三〇日 成城学園教育研究所蔵
- 『全国高等女学校長会議要項』文部省普通学務局 一九一六年六月二十五日 現物は静岡県掛川図書館蔵

(国立教育研究所 佐藤秀夫氏のご教示による)

付記

本研究は、「高等女学校研究会プロジェクトチーム」の研究の一部である。

なお、高等女学校長会議関係の雑誌、新聞等からの資料募集および会議一覧表作成のため、学芸大学大学院新井孝喜氏の労をわざらわせたことを記し、感謝する。

山本 禮子（本 學 教 授）

福田須美子（成城短期大学非常勤講師）